令和4年度稲城市地域自立支援協議会(第2回)

〈議事録〉

日 時:令和4年10月17日(月)

15 時 00 分~17 時 00 分

場 所:稲城市地域振興プラザ 大会議室

【出席者】

令和4年度稲城市地域自立支援協議会 委員名簿

役職	氏名		選出区分	組織名・役職等
会長	藏野	ともみ	学識経験者	大妻女子大学
副会長	山本	あおひ	福祉サービス事業者	社会福祉法人 正夢の会
	鈴木	英之	相談支援事業者	稲城市社会福祉協議会
	石川	哲	福祉サービス事業者	NPO わくわく
	菊池	晴美	保健医療関係者	東京都南多摩保健所
	津野	由記子	保健医療関係者	島田療育センター
	青野	修平	教育・雇用関係者	社会福祉法人 正夢の会 地域支援局 相談支援部 部長
	進藤	直人	障害当事者団体	稲城市身体障害者福祉協会
	髙野	玲子	障害当事者団体	稲城市精神障害者家族会
	狩野	和枝	稲城市民生児童委員協議会	民生児童委員

事務局 福祉部長:山田、障害福祉課長:飯塚、障害福祉課支援担当係長:細山 障害福祉課障害福祉係長:真下、障害福祉係:森橋、福岡、松浦 稲城市社会福祉協議会:山崎、マルシェいなぎ:原

傍聴者 2名

配付資料

資料1 令和4年度稲城市地域自立支援協議会 委員一覧

資料2 令和4年度第2回相談支援部会報告

資料3 令和4年度第2回精神保健福祉部会報告

資料4 令和4年度第2回子ども部会報告

資料 5 部会整理方針案

資料6 障害関連計画策定にかかるアンケート案

資料 7 稲城市障害者就労支援センターの活動報告資料

資料8 その他資料

1 開会

2 部会報告

① 相談支援部会報告

令和4年9月20日に開催された令和4年度第2回稲城市障害者相談支援部会【資料2】について事務局から報告を行った。

議題1:部会の整理について

現在協議会と各部会の関係性の規定がないため、協議会要綱に専門部会を設置する旨、及びその構成員をそれぞれ対応する連絡会の委員とする旨を追記することについて協議し、その方針で一致した。

⇒議題1に対しての協議会内での意見等 特になし。

議題2:地域生活支援拠点について

支援対象者登録届の運用について、実際に相談があった際の対応フローや体制について議論した。どういった方を対象者とするのか、リスト化が本当に効果的なのか等更なる運用の見直しが必要である。 また、実際に緊急時対応が発生した際の預け先が少ないという地域課題もあり、長期課題として地域資源や制度を整えていく必要がある。

⇒議題2に対しての協議会内での意見等 特になし。

議題3:障害者一般相談について

市民に知られていない現状があるため、今後周知方法を検討する。一般相談の相談を地区担当制にする事も検討。

⇒議題3に対しての協議会内での意見等 特になし。

議題4:グループホーム入居対象者について

グループホーム入居者について、市として「本人が地域で自立した生活をする意欲を持ち、日中活動を行っているもの」と考えているが、他者とのトラブルや職員との関係がなかなか築けない人もいる例について議論した。

⇒議題4に対しての協議会内での意見等

- ・他者とのトラブルや職員との関係が築けない方についてもう少し詳細を説明してほしい。また実際 に対応が困難になり、グループホームを退去した例はあるか。
 - →グループホームから、職員の助言を聞き入れない方に対して支援環境をつくる事がなかなか難しいという意見が上がった。多人数での共同生活に必要なルールについての説明が不十分なところも

あり、入居後のトラブルにつながる事があった。入居前に十分ご説明をし、準備が必要だという意 見が出た。また、実際に退去に至った方は、自宅に帰られた方や入院になった方、施設に入居され た方がいる。

- ・本人に挑戦する意欲があるのであれば、できるところまで入居させてあげるよう努める必要がある。 「利用希望者が施設側に合わせなければならいない」または「サービス拒否」ということのないようしなければならない。
- →関係を築けない人について、すべての希望や要望に応えることは難しいという意見は出ている。 ただ、難しいから受け入れないという話ではない。本人への説明、事前の準備をしっかりしてマッ チングした上で進めていく必要があると考えている。

議題5:情報交換等

①市内グループホームの新規開所について、②グループホームの入居に関する現状 (入居者の自立度が上がった。70 代入居者の行き場がない。引きこもりの親子からの相談等)、③就労継続支援B型の65 歳の利用について (継続の場合、仕事をする目的が明確になっていれば可能。新規については他市の状況を確認する。)について情報交換を行った。

⇒議題5に対しての協議会内での意見等

・就労継続支援B型の65歳の利用について、これは決定事項と捉えればよいか。 →よい。

② 精神保健福祉部会報告

令和4年7月19日に開催した令和4年度第2回稲城精神保健福祉部会(連絡会)【資料3】について、 事務局から報告を行った。

議題1:にも包括〜安心してくらせるまち(稲城)になっていくには〜(病院での入院から退院支援の 取り組みについて)

長期入院者の退院支援については、院内の地域移行委員会の取り組みや、電子カルテ導入による多職種の連携、院内スタッフのみでなく外部機関からの情報が重要である旨共有した。また、長期入院者であったがグループホームに円滑に移行できた事例について病院から説明を受けた。

⇒議題1に対しての協議会内での意見等 特になし。

議題2:地域移行についてのグループワーク

病院と地域、就労継続支援B型事業所、グループホーム等それぞれが持っている情報を共有することが必要。また、退院後の生活の動機付けでは地域の力が必要であり、作業所のパンフレットを置くことや製品の紹介等実際に売店に置いてもらう、デイケアで作業所の活動の様子を動画で見るなど具体的なイメージに継がるようにすることが重要と共有した。また、病院で開催される地域移行会議には、地域の支援者(行政等)も入ると良いという意見があった。

⇒議題2に対しての協議会内での意見等 特になし。

議題3:課題の共有

①市内の社会資源として地域移行支援事業所がない中で、どのようなシステムを作っていくのか。② 退院後も病院にフィードバックするシステムが必要。③市内に計画相談事業所が少ないこと。を課題 として共有した。

⇒議題3に対しての協議会内での意見等 特になし。

③ 子ども部会報告

令和4年9月29日に開催した令和4年度第2回稲城市自立支援協議会子ども部会【資料4】について、 事務局から報告を行った。

議題1:部会の整理について

自立支援協議会の専門部会として子ども部会を規定上も位置付ける。現場の個別ケースや地域課題を子ども部会で議題にあげて共有、検討し、協議会に報告する。協議会からは、取り組み方や事業化などアドバイスを受け、相互に関係する会として位置付ける。これについて承認を得た。

⇒議題1に対しての協議会内での意見等 特になし。

議題2:令和3年度のおやこ包括支援センター実績報告と課題について、福祉部健康課から説明があった旨報告。

おやこ包括支援センターで心理、発達、行動面で課題を抱える子供は、保健師や心理士が個々に支援を行っているが、療育施設(児童発達支援事業所)の受け入れ枠に限りがあるため、療育先がなく保護者が心配や不安を抱えたまま過ごしている実情がある。キラキラ学級(2歳児に特化した発達に課題がありそうな子どもと保護者のための教室)も定員を超えて希望がある。療育施設を重複利用する方もいるので、全体のバランスを見て利用制限等ルールを設けていくのか見当が必要。一方、地域で困っている方をどのような分野、役割、事業で担っていくのが良いのかもこれから検討が必要。

⇒議題2に対しての協議会内での意見等 特になし。

議題3:市の特別支援教室について、教育部指導課から説明があった旨報告。

都から特別支援教育の運営ガイドラインが令和3年3月に出た。従来からの変更点として、特別支援 教室(スマイルルーム)への入室には、発達検査を必須とし、判定会議で障害種別(自閉症、情緒障 害、学習障害、注意欠陥多動性障害)を明確にした上でその児童に合った支援を原則1年間と区切って 実施していくことが明確化された。スマイルの先生と担任の連携を強化し期間の終わりに確実に目標を 達成することを目指している。特別支援教育は、特別支援教室だけでするものではないという大前提の もとに、インクルーシブ教育が軸となる。できる限り在籍学級で過ごせるように支援をしていく。

⇒議題3に対しての協議会内での意見等

- ・1年間と区切る理由と、1年を過ぎた後にどこに繋げているかを教えてほしい。また、結果が出なかった方についても1年で区切られてしまうか。フォローアップがある場合は、どこが担うのか。
 - →これまでは一人の子が1年生から6年生までずっと使えた。障害のある子とない子を分けるのではなく、在籍学級の先生に関わり方を知ってほしいという事で、スマイルルームの担当と在籍学級の先生の連携を強め、1年間の中でしっかりマスターすることになった。1年後にはスマイルルームを使わなくてもしっかりと教室で過ごせるよう支援体制ができることが目標。なお、あくまで「原則」としての1年ということなので、実際は個々に検討され、フォローアップもある。どこがフォローアップを担うかについては、今後の経過も含めて次回以降の協議会で報告する。

議題4:放課後等デイサービスの学校送迎者の駐車について

3つの小学校で、送迎車による迷惑駐車について住民から苦情が学校、警察、市に寄せられている。 そのため、学校駐車場内に駐車する、車道では児童や住民の通行に注意する、事業所間で互いに気を配り駐車するよう共通認識を持った。

⇒議題4に対しての協議会内での意見等 特になし。

3 自立支援協議会の部会の在り方について【資料5】

協議会の専門部会については、既に運営されている連絡会を位置付けるということで各連絡会に承認を得た。そのため、相談支援部会、精神保健福祉部会、子ども部会を位置付ける事とする。今後は協議会設置要綱について専門部会を設置する旨を追加し、各部会構成員は対応する連絡会の構成員とする。必要に応じて部会としての報告や課題対応を行っていく。また、連絡会設置要綱に「稲城市障害福祉子ども事業者連絡会設置要綱」を新設。庶務主体は現状どおりで、独自課題についての主体的活動を行うよう運営していく。

⇒協議会内での意見等

- ・部会がただの事業所連絡会にならないよう、専門部会を持つ意味を協議会として委員も認識していないといけない。
- ・ニーズの把握や架け橋の役割の意味でも、当事者をうまく組み込んでいくことが必要。その他連携機関の意見も反映できるような実態のある部会ということが重要。
- 設置はいつになるか。
 - →令和4年11月1日付で要綱を改定する。
- ・新たに部会を作りたいときはどのような流れになるか。特に就労継続支援B型に通っている知的・発達 障害の方は多く事業所も多い。
 - →基本的には相談部会の中で様々な課題について検討する中で、部会を立ち上げる必要性が出てくれば ということになる。普段は、就労継続支援B型事業所を中心に障害者週間のイベント等で集まってい ただいている。そこをしごと部会としていく方向性があるのかどうかという点も、会の中でご意見を

聞きながらになる。また、他市では、安心安全連絡会や権利擁護等色々な部会が立ち上がっている。 相談部会の中で課題があれば議題として取り上げて、必要に応じて検討していく。

- ・新たに部会を立ち上げることについては、「必要性に応じてその都度検討していくこと」を設置要綱に載せられるか。
 - →部会については今後も色々な分野が出てくると思うので、必要に応じて検討していく。検討する中で 自立支援協議会からもご意見をいただくという事でよいか。要綱ではなく議事録に残す。
- ・就労継続支援B型事業所の集まりとは、現状どのようなことをやっているのか。
- →現状は、障害者週間の催しを考えていただいている。賃金アップや東京都からの共同受注等、色々な事が話題として出てきているので、今後継続的に何か動かなければならない等必要性が出てくればしごと部会も立ち上げていく必要があるかもしれない。現状では、しごと部会という部会はない。
- ・自立支援協議会の立ち上げ後すぐに、権利擁護部会は必要という話題もあった。自立支援協議会の中で も権利擁護の議論は今後されていくべきである。

4 障害関連計画の策定にかかるアンケートについて【資料6】

障害に関する計画は、国の義務として3本決められている。一昨年協議会でご検討いただきアンケートを 実施した障害福祉計画、障害児計画と、6年計画期間で稲城市の保健福祉総合計画の障害分野として盛り込 まれている障害者福祉計画の策定時期が令和6年度に揃うので、3本合わせた計画に変えるということで検 討している。

策定は来年度だが、アンケートについては今年度実施する予定(来年2月頃)で検討している。アンケート案についてまだまだ精査中の段階で整理が必要であるが、委員の皆様にご意見を伺いたく現アンケート案をお示しする。今回ご意見をいただいた上で整理し、次回1月の自立支援協議会では完成に近い案を提示する。年内にはアンケート案を作成し皆様にお送りしたいので、11月末までにご意見をお寄せいただきたい(個別にメールで)。

⇒協議会内での意見等

- ・完成形はルビが振ってあるか。
 - *→はい。*
- ・難しい言葉は言葉の説明を書いた方が良い。
 - →わかりました。どう書いてよいかわからないという相談があった場合、各事業所で可能な範囲でのアドバイスをお願いしていきたい。
- ・今回のアンケート対象者はどのように考えているか。
 - →手帳をお持ちの方とサービスを利用している方を想定して人数を出している。
- ・実施方法は、ご自宅に郵送し、回答をご返送いただくのか。
 - →今回はご自宅に郵送し QR コードでインターネット回答できる方法も取り入れる見込み。
- ・前回のアンケート結果や制度等への反映について、回答者へのフィードバックも必要。変化がわからないと、同じことの繰り返しのようで回答者も嫌になってしまう。
 - →簡潔に、難しくならないよう今回アンケートの冒頭で述べるようにする。

5 稲城市障害者就労支援センターの活動報告【資料7】

市委託事業である障害者就労支援事業に関する活動の内容や実績等について、事務局から報告を行った。就

労支援センターへの利用者登録について精神障害者が増加傾向にあることや、チャレンジ実習(市役所内及び企業実習)について活動内容を共有した。

⇒協議会内での意見等

- ・協力企業を市内で増やしていく事は課題。それが地域共生社会に直結する。市役所の職員にも障害についての理解を深めて欲しい。
 - →職場でも障害者の採用は課題であるので、障害のある方を雇用して一緒に働いている。障害のある方の身近で職員が一緒に働くことにより、徐々にではあるが理解が進んできている。
- ・職員の障害関連研修について、今の職員の理解度はどの程度あるのか。
 - →採用年数の若い職員が採用直後に、差別解消法について行政の立場から考えていく研修がある。2年目の職員は、もう少し深める目的で当事者家族からお話を聞き、それに対して質疑をした。その後は必須研修ではないが、レスポーいなぎの研修も職員参加可能としている。ただ習熟度で言えばそこまでは至ってはいないが、以前より意識は深まってきているという状況。

6 その他【資料8】

以下市内の状況について、協議会内で情報共有を行った。

① 市内事業所等について

就労継続支援 B 型事業所について、令和4年10月からリノールⅢが開所、1階の建物にて溶接作業を行う。また、従来からある事業所のなえぎにおいては、10名増員された。グループホームについては、令和5年2月頃に東長沼に開設予定、男女各5名と、ショートステイ1床となる。また、正夢の会がパサージュ稲城の隣接する土地でグループホームを開設予定である。

- ② 稲城市平尾一丁目知的障害者グループホーム及び通所事業所の整備・運営事業者の決定について 平尾の私有地に障害者施設を開設し、整備・運営と実施してもらう事業者が決定した。50年の一般定期 借地権設定契約を結び決定事業者に貸付け、決定事業者が障害者施設を建設し、運営する。現在、事業 者が考えている内容としては、主たる対象者を重度知的障害者とするグループホーム(令和7年2月頃 開設)、通所事業所(令和8年2月頃開設)を予定し、短期入所事業も実施する予定である。
- ③ 重症心身障害児(者)等通所事業所の誘致について 現在、市内の重症心身障害児(者)や医療的ケアを必要とする児(者)は、社会福祉協議会が生活介護 の通所を行ってきた。未就学の重心児は生活クラブあのねのお家が開設されたが、学齢期・成人の通所 先は不足している状況なので、市が発達支援センター分室の設置を予定している旧第四保育園施設の一 部を利用し、学齢期及び成人の重心児(者)等を対象とした、放課後等デイサービス事業所及び生活介 護事業所の誘致を予定する。規模としては定員20名とする。また今後の予定としては令和4年度中に公 募を行い、施設の開設は令和6年を想定する。
- ④ 「える」の一部事業停止について 11月末で事業廃止となるため、替わりになるヘルパー派遣の調整や支給量等の支給決定内容、陽だまり ヘルプや日中一時等の制度見直しによる調整を図っている。
- ⑤ 障害者交流ブースにて防災訓練のお知らせと障害者週間についてのご連絡(委員より連絡)
- ⑥ 市では社会福祉の向上に貢献した方について表彰を行っている。山本副会長が表彰を受けることとなった
- ⑦ 障害者週間について

障害者週間での、市のイベントとして 12 月 14 日、中央文化センターで映画上映、参加型(一般社団と障害を持った方)の演奏会を行う。また就労継続支援B型事業所の紹介を兼ねた物販を 12 月 9 日に市役所のロビーと、12 月 14 日 (イベントに合わせ) ポラーノをお借りして物販を行う。

⑧ 次回開催日程について

令和5年1月16日(月)15時からの予定。

⇒協議会内での意見等

- ・令和3年5月に災害対策基本法の一部改正があり避難行動に支援を要する方の災害時の個別計画の作成においては、より身近である市町村が行うとのことで努力義務化された。南多摩保健所は3市を管轄し、他の2市に関しては、市の職員が災害時個別計画を作成するといった動きが始まってきている。稲城市に関しても今後、一歩進めた動きを前向きに検討してほしいと考えている。
- ・防災訓練のチラシ(お知らせ)はどのようにみなさんに届けているか。みんなが周知していれば防災訓練に参加し、自分の身の守り方が理解できる。
 - →自治会の掲示板でお知らせしている。(委員)
 - →自治会にお預けしている支援計画は、個別支援計画を整えていくことが課題となっている。(事務局)

以上